

山梨県公報

第千二百七十六号

平成十四年

四月一日

月 曜 日

目 次

道路の路線認定	一七九
道路の区域決定	一七九
道路の供用開始	一七九
都市計画事業の事業計画の変更認可(二件)	一七九
県代行政公共下水道設置工事の完了(二件)	一八〇
使用料の徴収事務の委託	一八〇
使用料の収納事務の委託(二件)	一八一
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	一八一
貸金業の規制等に関する法律に基づく監督処分	一八一
大規模小売店舗の新設に関する届出	一八二
落札者等の決定について	一八二
人事委員会	
職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	一八二
第五十八回(平成十四年度)警察官A及び警察官B採用試験の実施	一八二

告 示

山梨県告示第百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定により、次のとおり県道の路線を認定する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年四月一日

山梨県知事 天 野 建

整理	路線名	起	点	重要な経過地

番号	終	点
2 1 3	甲府市大手三丁目	
愛宕山公園線	甲府市東光寺町	

山梨県告示第百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年四月一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 愛宕山公園線
- 三 道路の区域

区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
甲府市大手三丁目三六六八番の四地 先から 甲府市大字東光寺町字北八反田一九 五五番地の一地先まで	六・〇〇 三三・一〇	三五・二五・六		

山梨県告示第百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年四月一日

山梨県知事 天 野 建

道路の種類	路線名	区	間	延 (メートル)長	供用開始の 期日
県道	愛宕山公園 線	甲府市大手三丁目三六六八番の 四地先から 甲府市大字東光寺町字北八反 田一九五五番の一地先まで	三五・二五・六	平成十四年 四月一日	

山梨県告示第百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十四年四月一日

山梨県知事 天野 建

一 施行者の名称
昭和町

二 都市計画事業の種類及び名称
甲府市都市計画道路事業

三・四・十七号押越西条新田線（西条新田）

三 事業施行期間

平成七年七月二十四日から平成十五年三月三十一日

四 事業地

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 なし

山梨県告示第四百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十四年四月一日

山梨県知事 天野 建

一 施行者の名称
塩山市

二 都市計画事業の種類及び名称
峡東都市計画道路事業

三・五・二号上於首向岳寺線外一線

三 事業施行期間

平成四年十月二十六日から平成十六年三月三十一日

四 事業地

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 なし

山梨県告示第四百十三号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条第一項の規定により、市町村に代わって県が設置を行った公共下水道の名称、工事の区域又は区間、工事の内容及び工事の完了の日を次のとおり告示する。

平成十四年四月一日

山梨県知事 天野 建

一 公共下水道の名称
須玉町特定環境保全公共下水道

二 工事の区域又は区間
須玉町穂足地区及び多麻地区

三 工事の内容
公共下水道の幹線管渠及び終末処理場の設置（須玉污水2号幹線を除く。）

四 工事の完了の日
平成十四年三月二十九日

山梨県告示第四百十四号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条第一項の規定により、市町村に代わって県が設置を行った公共下水道の名称、工事の区域又は区間、工事の内容及び工事の完了の日を次のとおり告示する。

平成十四年四月一日

山梨県知事 天野 建

一 公共下水道の名称
明野村特定環境保全公共下水道

二 工事の区域又は区間
明野村上手地区の一部及び朝神地区

三 工事の内容
公共下水道の幹線管渠及び終末処理場の設置（中央幹線及び南部幹線を除く。）

四 工事の完了の日
平成十四年三月二十九日

山梨県告示第四百十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成十四年四月一日

山梨県知事 天野 建

- 一 委託の相手方
甲府市緑が丘二丁目八番二号 財団法人山梨県体育協会
- 二 委託に係る使用料
山梨県緑が丘スポーツ公園の有料公園施設及び設備器具並びに山梨県立飯田野球場の使用料
- 三 委託の期間
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

山梨県告示第四百四十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。
平成十四年四月一日

- 一 委託の相手方
山梨県知事 天野 建
甲府市小瀬町八百四十番地 財団法人山梨県民スポーツ事業団
- 二 委託に係る使用料
山梨県立射撃場の施設の使用料
- 三 委託の期間
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

山梨県告示第四百四十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。
平成十四年四月一日

- 一 委託の相手方
山梨県知事 天野 建
甲府市緑が丘二丁目八番二号 財団法人山梨県体育協会
- 二 委託に係る使用料
山梨県立本栖湖青少年スポーツセンターの使用料
- 三 委託の期間
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十四年四月一日

山梨県知事 天野 建

- 一 申請のあった年月日 平成十四年三月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 芦安ファンクラブ
 - 2 代表者の氏名 花岡利幸
 - 3 主たる事務所の所在地 中巨摩郡芦安村芦倉千五百八十九番地の八
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、芦安村の自然を愛する全ての人達に対して、地域の人々との交流を通じた南アルプスの環境保全及び適正利用に関する事業を行い、もって芦安村の活性化に寄与することを目的とする。

● 貸金業の規制等に関する法律に基づく監督処分

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十七条第一項第一号の規定による処分をしたので、同法第四十一条の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十四年四月一日

山梨県知事 天野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年三月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社ハイライフ
 - 2 主たる営業所の所在地 東八代郡一宮町東原二百七十三番地七
 - 3 代表者の氏名 沼中政彦
- 三 登録番号 山梨県知事(四)第〇〇三七二号
- 四 処分の内容 貸金業の規制等に関する法律第三十七条第一項第一号に基づく登録の取消し
- 五 処分の原因となった事実 処分を受けた法人の代表取締役である沼中政彦について、貸金業の規制等に関する法律第六条第一項第七号に該当する事実が確認されたため。

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十四年八月一日まで縦覧に供する。
 平成十四年四月一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
 1 氏名又は名称 株式会社さえき 代表取締役 佐伯行彦
 2 住所 東京都国立市西一丁目十一番地の六

二 届出の概要
 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 おかじま甲西食品館

(-) 所在地 中巨摩郡甲西町古市場字東小沢四十九番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 株式会社さえき 代表取締役 佐伯行彦

(-) 住所 東京都国立市西一丁目十一番地の六

3 大規模小売店舗の新設をする日
 平成十四年十一月十三日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 二千五百十六平方メートル

三 届出年月日
 平成十四年三月十二日

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
 平成十四年四月一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 落札に係る工事の名称
 桂川流域下水道桂川一号幹線シールド小沼工区建設工事
 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 山梨県土木部土木総務課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
 三 落札者を決定した日
 平成十四年一月二十一日

四 落札者の氏名及び住所
 竹中土木・アイサワ工業・長田組土木桂川流域下水道桂川一号幹線シールド小沼工区建設工事共同企業体（代表者 株式会社竹中土木 東京都中央区銀座八丁目二十一番一号）

五 落札金額
 二十五億七千二百五十万円

六 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
 平成十三年十二月三日

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十号

職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成十四年四月一日

山梨県人事委員会
 委員長 村 松 晃

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。
 （選考結果の通知）

第十四条の二 人事委員会は、選考を行ったときは、その結果を速やかに任命権者に通知するものとする。

2 任命権者は、前項の規定による通知がなされた場合は、当該通知に係る者のうち採用選考に合格したものに關する採用等の結果について、速やかに人事委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

● 第五十八回（平成十四年度）警察官A及び警察官B採用試験の実施
 第五十八回（平成十四年度）警察官A及び警察官B採用試験を次のとおり実施する。

平成十四年四月一日

山梨県人事委員会

委員長 村 松 晃

○警察官 A (男性) II の第 1 次試験は、山梨県が警視庁 (東京都)、神奈川県、静岡県と共同で実施する。

○警察官 A (男性) II を受験申込みする際、志望する都県を第 2 志望まで記入することができる。

ただし、山梨県以外の都県を第 1 志望とした場合には、山梨県を第 2 志望とすることはできない。

○第 1 次試験で第 1 志望都県に合格した者は、第 2 志望は考慮されない。

○受験年齢は、各都県により異なるので、志望都県選択の際には、各都県の受験年齢を確認すること。

○警察官 A (男性)、(男性/武道指導) (女性) 及び警察官 B (男性)、(女性) の第 2 次試験は、山梨県と他の都県では別々実施する。

○警察官 A (男性) II 以外の職種を受験しようとする者は、山梨県以外の都県を志望することはできない。

○複数の試験職種・区分を受験することはできない。

○同一年度内に実施する警察官 A 採用試験 [(男性)、(男性/武道指導) 及び (女性)] と警察官 B 採用試験 [(男性)、(男性/武道指導) 及び (女性)] の両方を受験することはできない。

○受付期間終了後は、試験職種、区分、志望都県及び志望順位の変更はできない。

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	区分	都 県 名	採用予定人員	職 務 内 容
警察官 A (男性)	I	山 梨 県	26名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締、その他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。
	II	警 視 庁 神 奈 川 県	3名程度 3名程度	
警察官 A (男性/武道指導)	柔道	山 梨 県	2名程度	なお、警察官 A (男性/武道指導) は、上記のほか、警察官に対する柔道又は剣道の技能指導等の業務にも従事する。
	剣道	山 梨 県	2名程度	
警察官 A (女性)	I	山 梨 県	4名程度	
	II	山 梨 県	2名程度	
警察官 B (男性)		山 梨 県	12名程度	
警察官 B (女性)		山 梨 県	2名程度	

2 受験資格

(1) 年齢・性別・学歴等

試験職種	区分	都県名	年齢及び性別	勤務可能日	学歴
警察官A(男性)	I	山梨県	昭和47年4月2日以降に生まれた男性	平成14年10月1日から勤務可能な者	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成15年3月(警察官A(男性)I及び警察官A(女性)Iについては平成14年9月)までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力がある者
	II	山梨県	昭和47年5月27日以降に生まれた男性	平成15年4月1日から勤務可能な者	
警察官A(男性) /武道指導)	柔道	山梨県	昭和47年4月2日以降に生まれた男性	平成14年10月1日から勤務可能な者	次の者を除く。 <学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成14年9月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力がある者>
	剣道	山梨県			
警察官A(女性)	I	山梨県	昭和47年4月2日以降に生まれた女性	平成14年10月1日から勤務可能な者	
	II	山梨県	昭和60年4月1日までに生まれた女性	平成15年4月1日から勤務可能な者	
警察官B(男性)		山梨県	昭和47年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた男性	平成14年10月1日から勤務可能な者	
警察官B(女性)		山梨県	昭和47年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた女性	平成14年10月1日から勤務可能な者	

(注)警察官B(男性)及び(女性)については、平成15年3月に高等学校等を新規に卒業する者は受験できないものとする。なお、これらの者を対象にした採用試験は平成14年9月に実施予定である。「これと同等以上の学力がある」と認める者については、志望する各都県に直接問い合わせること。

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できない。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条に該当する者(以下のいずれかに該当する者)
 - ・成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 警察官A(男性/武道指導)を受験する者については、上記(1)の受験資格のほかに、次のいずれかの要件を必要とする。
- (7) 柔道については、全日本柔道連盟またはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会及びそれに相当すると認められる競技会に出席した経験を有する者

(4) 剣道については、全日本剣道連盟またはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会及びそれに相当すると認められる競技会に出席した経験を有する者

(7) 及び(4)に掲げる競技会へ出場するための予選会において、当該競技会への出場権を得た者
 ※「競技会」の例

- ・柔道については、全日本柔道選手権大会、全日本学生柔道選手権大会など
 - ・剣道については、全日本剣道選手権大会、全日本学生剣道選手権大会など
- なお、詳細については山梨県警察本部警務課まで問い合わせること。

3 受付期間

平成14年4月8日(月)から平成14年5月8日(水)まで
 (郵送の場合は、平成14年5月8日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

4 試験の日及び場所

- (1) 第1次試験
平成14年5月26日(日) (受付時間は、午前8時40分から午前9時まで)
山梨学院大学(甲府市酒折二丁目4-5)
- (2) 第2次試験

区 分	実 施 日	場 所
山 梨 県	第 1 回 平成14年 6月17日(月)	甲 府 市 内
	第 2 回 平成14年 7月 4日(木)	
その 他 の 都 県	平成14年 7月 5日(金)	(第1次試験合格通知書で指定する。)
そ の 他 の 都 県	平成14年 8月 以降	同 上

5 試験の方法

(1) 第1次試験

全試験職種について実施

区 分	内 容
教 養 試 験 (120分)	警察官として必要な一般的知識及び知能に (出題分野) 社会・人文・自然・判断推理・数的処理・ Bについては高等学校で履修した程度の試験 文章理解・資料解釈等 を行う。択一式により50題出題する。
身 体 ・ 体 力 検 査	職務遂行上必要な身体的・体力的条件を満たすか否かについて検査する。 (検査項目別掲)

警察官 A (男性/武道指導) を受験する者のみ実施	
区 分	内 容
実 技 試 験	柔道又は剣道について、武道指導に必要な技能を有するかを実技で試験する。

(2) 第2次試験

警察官 A (男性)「山梨県」、(男性/武道指導)、(女性)及び警察官 B (男性)、(女性)について実施	
区 分	内 容
第 1 回	論文 (90分) ※警察官 A について実施 理解力、思考力、構成力、表現力等について文章による試験を行う。
第 2 回	作文 (60分) ※警察官 B について実施 構成力、表現力等について文章による試験を行う。
第 3 回	適 性 検 査 警察官として必要な素質や適性について検査する。
第 4 回	身 体 検 査 胸部疾患、性病等の伝染性疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて医師により検査する。 (検査項目別掲)
第 5 回	面 接 試 験 個別面接により、人物についての試験を行う。

山梨県以外の都県においても、試験科目はほとんど同じであるが、詳細については第1次試験合格通知書で示される。

(3) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査する。

(別掲) 身体・体力検査項目

検 査 項 目	基 準	
	警察官A(男性) (視力/聴覚)及び警察官B(男性)	警察官A(女性)及び警察官B(女性)
身 長	160cm以上であること。 (警視庁の場合は、概ね160cm以上であること。)	155cm以上であること。
身 重	47kg以上であること。 (警視庁の場合は、概ね48kg以上であること。)	43kg以上であること。
胸 囲	78cm以上であること。(警視庁には基準なし。)	
視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。 (警視庁の場合は、両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも裸眼視力が概ね0.1以上で矯正視力が1.0以上であること。)	
聴 覚	正常であること。	
色 覚	正常であること。	
視 力 検 査	職務遂行上支障がないこと。	
聴 覚 検 査	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	
色 覚 検 査	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	
その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	
体力検査	敏しように性、瞬発力、筋力、持久力、柔軟性等について検査する。	

※第1次試験においては、関節及び五指の運動並びに体力について検査し、その他の項目については第2次試験の身体検査において検査する。なお、コンタクトレンズを使用している者は、視力検査に当たり保管ケースを持参すること。

6 合格者の発表

区 分	第1次試験合格者発表	最 終 合 格 者 発 表
山 梨 県	5月下旬に山梨県庁の掲示版(スワラソアラ交差点ぎわ)に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。	7月下旬に山梨県庁の掲示版(スワラソアラ交差点ぎわ)に合格者の受験番号を掲示するとともに、第2次試験受験者全員に試験の結果を書面で通知する。
その他の都県	山梨県の発表後、合格者にはそれぞれ都県から書面で通知する。	山梨県の発表後、第2次試験受験者全員に試験の結果をそれぞれの都県から書面で通知する。

※ 上記掲示内容(合格者の受験番号)は、掲示後、山梨県ホームページ(<http://www.pref.yamanashi.jp/>)に掲載する(掲載期間は、掲載後14日間。発表当日は回線が混み合う可能性がある)。

なお、電話での問い合わせについては、応じていない。

また、試験会場周辺において、有料で合格電報等の受付を行っている場合があるが、本県とは一切関係ない。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、山梨県個人情報保護条例第18条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。なお、電話、はがき等による請求では開示できないので、受験者本人であることを明らかにする書類(学生証又は身分証明書、運転免許証、受験番号票等)を持参のうえ、受験者本人が直接開示場所へ来ること。

試 験	開 示 請 求 可 能 な 者	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第1次試験	不合格者(山梨県のみを志望する者に限る。)	総合得点及び順位	合格発表日から1週間	人事委員会事務局
第2次試験	受 験 者			

8 合格から採用まで

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登録され、任命権者(警察本部長)からの請求に応じて成績順に提示した者のうちから採用される。なお、採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年である。

(2) 採用は、原則として次のとおりである。

- ・警察官 A (男性) I、警察官 A (女性) I、警察官 B (男性) 及び警察官 B (女性) …平成14年10月以降
- ・警察官 A (男性) II、警察官 A (男性/武道指導) 及び警察官 A (女性) II ……平成15年4月以降

(3) 採用者は巡査に任命され、警察学校に入校して一定期間の初任教養を受けた後勤務につく。

9 給 与 等

(1) 給料月額 (山梨県の場合) (平成14年4月1日現在)

学 歴	大 学 卒	短 期 大 学 卒	高 等 学 校 卒
初 任 給	207,500円	190,000円	174,100円

(参考) ア 各都県によって給与に若干の差があるので、山梨県以外の初任給については、各都県のパンフレットを参照すること。

イ 会社、官庁等の経験のある者は、一定の基準で加算される。

(2) 諸 手 当

期末・勤勉手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等が条件により支給される。

(3) 被 服 等

勤務に必要な制服、制帽、ワイシャツ、ネクタイ等が支給される。

(4) 住 宅

各地域に独身寮や、職員住宅が整備されている。

10 昇 進 の 道

上級幹部への昇進は、一定の年数を経過した後、昇任試験等により行われ、本人の實力、努力次第で巡查部長、警部補及び警部以上の上級警察官へ昇進できる。

☆ 受 験 手 続

持参による場合	申込書及び受験票に必要事項を記入し捺印のうえ、山梨県警察本部警察課又は県内各警察署に提出すること。受験票は申込みの際に確認のうえ交付する。
郵送による場合	申込書及び受験票に必要事項を記入し捺印のうえ、受験票には50円切手Bを貼り、宛て先を明記すること。封筒の表には「警察官受験」又は「警察官B受験」と朱書きし、山梨県警察署あてに必ず書留郵便で送ること。受験票は5月17日頃までに到着するように郵送すること。それまでに到着しない場合は問い合わせること。
申込方法と受験票交付	警察官A(男性)Iでは、申込書の「第1志望、第2志望を記入する欄」に「は、山梨県、警視庁、神奈川県、静岡県のほかから第2志望まで記入できる。ただし、山梨県以外の都県を第1志望とした場合には、山梨県を第2志望と受けることはできない。なお、第2志望の有無によって合否決定上不利な扱いを受けない。」
● 受付時間	受験票が交付されたら、申込み前6か月以内に撮影した写真(タテ6cm、ヨコ5cm、上半身、脱帽正面向きもの)を受験票にはり、試験当日に必ず持参すること。受験票に写真をはってない場合は受験できない。
● 受付時間	平成14年4月8日(月)から平成14年5月8日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日も受け付ける。)
● 受付時間	午前8時30分から午後5時まで(郵送の場合は、平成14年5月8日までの消印のあるものに限って受け付ける。)

■試験に関する問い合わせ先■

- 山梨県人事委員会事務局 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 TEL 055-223-1821
- 山梨県警察本部警察課 〒400-8586 甲府市丸の内一丁目6-1 TEL 055-235-2121(内線2832)
- 山梨県内各警察署 0120-314874(7)-9-170)

■そ の 他■

- 試験当日、受付時間に遅れた者は受験できない。
- 試験当日は、受験票、筆記具、鉛筆削り及び昼食を持参すること。
(なお、筆記具については、解答を機械で読み取るので、濃さはHBとし、先が細いものやボールペンなどの書き直しのできないものは不可。また、消しゴムも砂消しなど紙を破損する恐れのあるものは不可)
- 第1次試験には身体・体力検査があるので、運動着(半そでシャツ、ショートパンツ)及び上履き用運動靴を持参すること。
- 武道指導の受験者で、剣道の場合は剣道衣、袴、防具及び竹刀、柔道の場合は柔道衣を必ず持参すること。
- 大学の構内には駐車できないので、電車、バス等を利用すること。
- 携帯電話等について、試験中の使用(時計代わりの使用も含む。)は認めない。